

# 新型コロナウイルス感染症に関する交通局の取組について

2020/6/29 交) 事業管理部総務課

## 車両・地下鉄駅における感染防止対策等

### 消毒液の設置

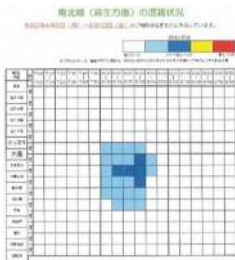
- 令和2年5月20日～順次  
主要駅事務室窓口に消毒液を設置
- 令和2年3月28日～  
各定期券発売所窓口に消毒液を設置

### 駅業務における対応

- 令和2年4月23日～  
・飛沫感染防止のため、駅事務室応対窓にビニールシートを設置
- ・車いすのお客様への補助時など、お客様との接触時における手袋着用の徹底等

### 朝ラッシュ時の混雑状況のお知らせ

- 令和2年3月18日～  
・時差出勤等の参考としていただくため、地下鉄各線の朝ラッシュ時間帯の車内の混雑状況（平日1週間の平均）を局公式HPに掲載（毎週水曜日更新）



### 車両の消毒

- 令和2年3月2日～  
検査周期に併せて、概ね5日から6日に1回程度、消毒液による手すりや吊り手、保護棒のふき取りを実施



### 車内の換気

- 令和2年3月3日～  
常時窓開けによる車内換気を実施。気温の上昇等を踏まえ、窓開け箇所数は順次拡大している。
- < 5月25日以降の実施状況 >
  - ・車両連結部に扉がある車両 すべての窓を開ける。
  - ・車両連結部に扉がない車両 窓を2か所開ける。

## 職員の感染防止対策等

### 職員の感染防止行動の徹底

- ・乗務員・駅員にマスク着用を義務付け（令和2年1月30日～）。令和2年4月下旬からはその他の職員も会話時のマスク着用を徹底
- ・手洗い、咳エチケットの励行（令和2年1月下旬～）
- ・職員の朝晩の検温・時差出勤制度の実施（令和2年3月2日～）
- ・会議や研修は職員間の距離を保持し、できる限り少人数で実施（令和2年5月下旬～）

### 事業所における感染防止対策

- ・手指消毒液の設置（令和2年1月下旬～）
- ・ドアの取っ手や手すり、エレベーター内外ボタン等の消毒（令和2年3月上旬～）
- ・窓の開閉による定期的な換気の実施（令和2年4月中旬～）
- ・来客用カウンター、対面配置の事務机と事務机の間、職員食堂のテーブル中央にアクリル板やビニールカーテンを設置（令和2年6月～）

## 感染予防に関する周知・啓発

### マスク着用・混雑時の会話自粛等のお願い

- 令和2年5月26日～順次  
地下鉄利用時のマスク着用や混雑時の会話自粛等への協力について、以下の方法により利用客への呼びかけを実施
- ・駅員による駅構内ホーム・コンコースでのアナウンス
- ・ホーム旅客案内表示器（LED）によるテロップ表示
- ・改札口及びホーム柵に「新しい生活様式」及び「交通局からのお願い」のポスターを掲出
- ・地下鉄車内等に「交通局からの3つのお願い」のポスターを掲出



### ソーシャルディスタンスの啓発

- 令和2年5月29日～順次  
ソーシャルディスタンスについて以下の方法により周知、啓発を実施
- ・駅構内コンコースでのアナウンス
- ・エスカレーター手前、エレベーター内、券売機前、定期券発売所（床面）、ホームベンチ等に目印や啓発物を設置



### 時差通勤・テレワークの推進

- 令和2年2月25日～  
駅構内ホーム・コンコースでのアナウンスにより、時差通勤及びテレワークへの協力について呼びかけを行う。

## 乗車券の取扱い

### 定期券の特例払戻し

- 学校の臨時休業や緊急事態宣言の発令に伴う通学及び通勤定期券の特例払戻しを実施
- ・特例払戻しの受付期間
  - ①小・中・高等学校生等に係る通学定期券：令和2年4月15日～当面の間
  - ②大学生・専門学校生等に係る通学定期券及び通勤定期券：令和2年4月23日～当面の間
- ・払戻額の計算方法  
通用期間の開始日から、①にあつては最終登校日までを定期券の経過日数として、②にあつては令和2年4月16日（緊急事態宣言の対象地域拡大の日）までを定期券の経過日数として、払戻金額を計算。手数料は無料（通常500円）。
  - ※1 通常の場合は、通用期間の開始日から払戻しの申出日までを経過日数として計算する。
  - ※2 上記のほか、令和2年2月末からの学校休業に伴う通学定期券の特例払戻しを実施